

○岡山県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程

平成19年5月1日  
広域連合監査委員訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、監査委員の行う監査、検査及び審査（以下「監査」という。）の事務処理の基本について定め、監査事務の効率的な運営を確保することを目的とする。

(監査の種別)

第2条 監査は、次の種別に分けて行うものとする。

- (1) 定期監査 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の財務に関する事務の執行等について毎会計年度期日を定めて行う。
- (2) 行政監査 法第199条第2項の規定により、広域連合の事務の執行について必要と認めるときに行う。
- (3) 随時監査 法第199条第5項の規定により、第1号の事務について必要と認めるときに行う。
- (4) 議会の要求監査 法第98条第2項の規定により、広域連合の事務について広域連合議会の要求があるときに行う。
- (5) 長の要求監査 法第199条第6項の規定により、広域連合の事務の執行について広域連合長の要求があるときに行う。
- (6) 直接請求監査 法第75条第1項の規定により、広域連合の事務の執行について請求権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から請求があるときに行う。
- (7) 住民の請求監査 法第242条第1項の規定により、広域連合長若しくは委員会若しくは委員又は職員について、違法若しくは不当な行為等の事実があるとして広域連合の区域内の住民から請求があるときに行う。
- (8) 職員の賠償責任に関する監査 法第243条の2第3項の規定により、職員が広域連合に損害を与えたと認めて広域連合長から請求があるときに行う。
- (9) 出納検査 法第235条の2第1項の規定により、広域連合の現金の出納について行う。
- (10) 決算審査 法第233条第2項の規定により広域連合長から審査を求められたときに行う。
- (11) 基金審査 法第241条第5項の規定により基金の運用について広域連合長から審査を求められたときに行う。

(基本方針)

第3条 監査を行うに当たっては、法第199条第3項の規定の趣旨に添い、広域連合の行財政運営が法令に適合するとともに、合理的にかつ効率を挙げ適正になされているかにつき、特に意を用いるものとする。

(年間監査計画の作成)

第4条 年間監査計画は、概ね次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 実施予定の監査の種類及び対象
- (2) 監査の対象別実施予定時期及び監査の実施課名
- (3) その他の監査の実施に関し必要と認める事項  
(監査実施計画の作成)

第5条 監査実施計画は、概ね次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 監査の種類
- (2) 監査の対象事務
- (3) 監査の対象期間
- (4) 監査の基本方針
- (5) 監査の実施場所及び日程
- (6) 監査の項目及び着眼点
- (7) 監査の実施手続きの選択
- (8) その他監査の実施上必要と認める事項  
(監査の実施通知)

第6条 監査を行うに当たっては、監査の対象となる機関に対し、監査の種類、期日、場所等をあらかじめ通知するものとする。

(監査の手続)

第7条 監査は、書類、帳簿、証書類等の記録に基づき、監査の実施手続きに基づいて行うものとする。

(監査報告書の作成)

第8条 監査報告書は、監査終了後遅滞なく作成するものとする。

2 前項の報告書には、実施した監査の概要及びその意見を簡潔明りょうに記載するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、監査事務処理上必要な事項については、監査委員が合議の上、定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。